

鹿児島市地域公共交通会議設置要綱

(設置)

第1条 本市における地域需要に応じた市民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、鹿児島市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (2) 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条第1号に規定する市町村運営有償運送の必要性及び当該輸送において旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 地域における公共交通不便地総合連携計画の変更、同計画の実施に係る連絡調整及び同計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (4) 地域公共交通確保維持改善事業に係る計画の策定及び同事業の評価に関する事項
- (5) 路線バス廃止地域支援事業の実施に関する事項
- (6) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(地域)

第3条 第1条、前条第1号及び第3号に規定する地域は、本市の地域（桜島地域を除く。）のうち、別図1及び別図2に定める対象エリア及び当該対象エリアの周辺区域とする。

(組織)

第4条 交通会議は、委員27人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる区分ごとに当該各号に定める人数を市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者 4人以内
- (2) 一般乗用旅客自動車運送事業者又はこれらの組織する団体の代表者 1人以内
- (3) 公益社団法人鹿児島県バス協会の代表者 1人以内
- (4) 住民又は利用者の代表者 7人以内
- (5) 九州運輸局鹿児島運輸支局長又はその指名する者 1人以内
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者 4人以内
- (7) 市長が指名する本市の職員 1人以内
- (8) 道路管理者又はその指名する者、鹿児島県警察の代表者、学識経験者その他交通会議の運営上必要と市長が認める者 8人以内

(会長等)

第5条 交通会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総理し、交通会議の会議（以下「会議」という。）の議長を務める。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長が、その職務を代理する。

（会議）

第6条 会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 会議は、委員（会長及び副会長である委員を含む。）の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、総意をもって決する。ただし、総意が得られない場合において、議長が会議の運営上やむを得ないと認めたときは、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

5 会長が緊急の決定を要する事案について会議を招集する時間的余裕がないと認めるときは、第3項の議決は、委員の書面による賛否の結果をもってこれに代えることができる。

6 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

（協議結果の取扱い）

第7条 交通会議において協議が調った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

（地域部会）

第8条 公共交通不便地総合連携計画及び路線バス廃止地域支援事業の実施に当たり、具体的な運行計画等を協議するため、地域ごとに部会を置く。

2 部会は、地域住民を代表する者、公共交通事業者等から構成するものとし、部会の組織、運営その他必要な事項は、別に定める。

3 部会において協議が調った事項については、次回の会議にその内容を報告するものとする。

（庶務）

第9条 交通会議の庶務は、企画財政局企画部交通政策課において処理する。

2 地域公共交通に関する相談、苦情その他に対応するため、次の相談・通報窓口を定めるものとする。

（鹿児島市地域公共交通に係るご相談又は通報窓口）

鹿児島市役所企画財政局企画部交通政策課

連絡先：TEL 099-216-1113

FAX 099-216-1108

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

付 則

この要綱は、平成19年9月3日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年8月26日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年6月15日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年8月13日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年6月29日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年1月22日から施行する。

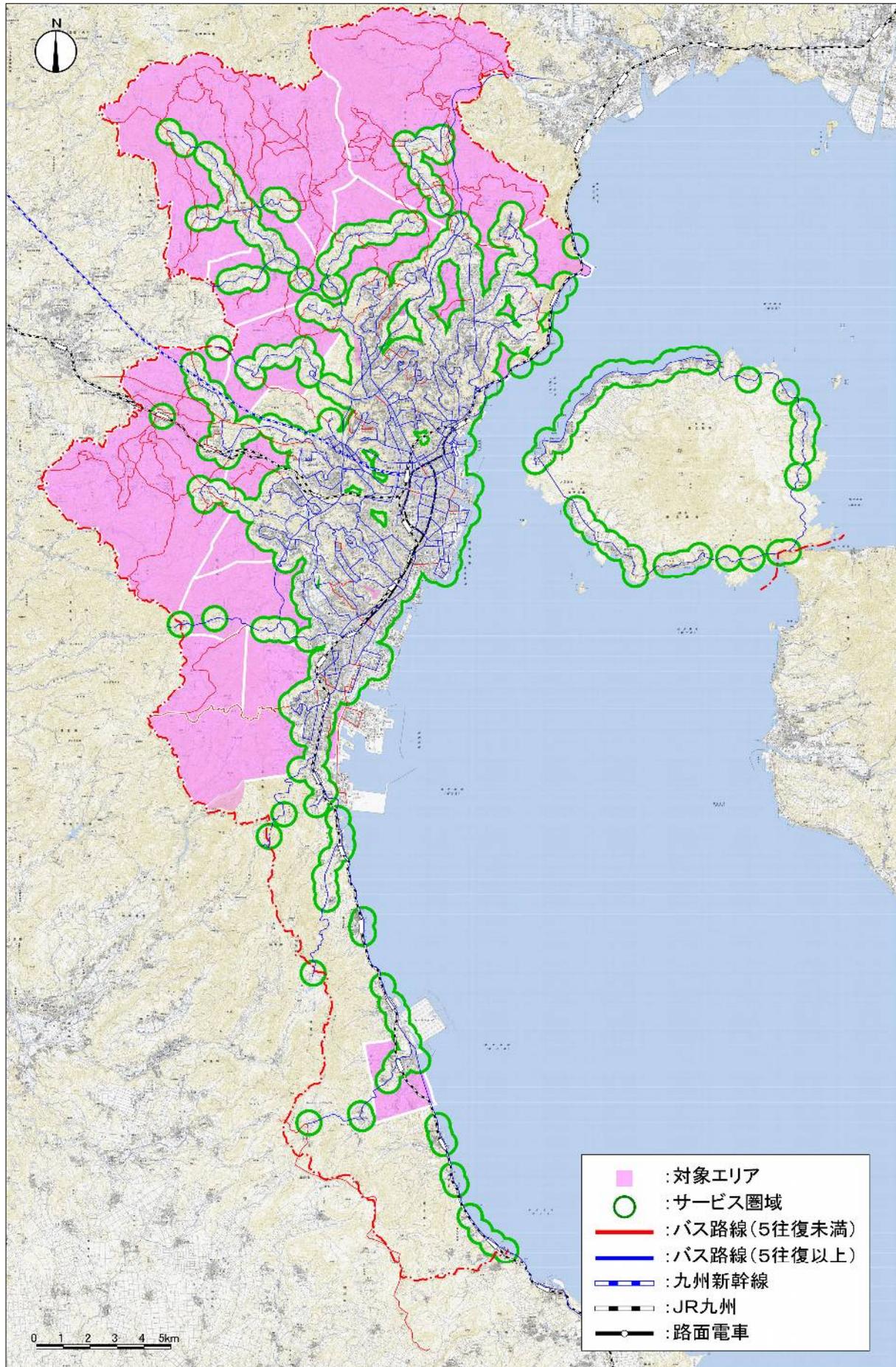
付 則

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年10月2日から施行する。

別図1 (第3条関係)



別図2 (第3条関係)

